**ＮＰＯ文化芸術普及団体　日本のイロハ　団体規約**

**第1章　総則**

**第1条（名称）**

この団体は『ＮＰＯ文化芸術普及団体　日本のイロハ』と称する。

**第２条（事務所）**

この団体は　主たる事務所を　静岡県富士宮市神田川町17-10に置く。

**第2章　目的及び事業**

**第3条（目的）**

この団体は、日本の伝統文化及び芸術を普及する事を目的とする。

1. 文化、芸術の振興を図る活動
2. 文化を通して、まちづくり推進を図る事業

**第4条（事業）**

この団体は　目的を達成するため、特定非営利活動にかかわる次の事業を行う

1. 伝統文化指導者の育成、派遣に関する事業
2. 子供歌舞伎の講座を開催する事業

**第3章　会員**

**第5条（入会）**

会員の入会については、特に条件を定めない。

１）会員として入会しようとするものは、団体の定める入会申込書により、申し込むものとする

２）会員が退会届を提出した時、本人が死亡した時、団体が消滅した時、その資格を喪失する。